

公 示

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとしました。

令和7年2月21日

長野県知事 阿部守一

登録番号	17	登録年月日	平成15年8月29日				
登録検査機関の名称	木曾農業協同組合						
代表者氏名	代表理事組合長 田屋 万芳						
主たる事務所の所在地	長野県木曾郡木曾町福島2800番地						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば						
検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
長野県	鈴木 航	玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K2002006				
備考	農産物検査員の抹消						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。